

災対第132-2号
河砂第78-2号
令和8年5月8日

社会福祉課長 様

災害対策課長
河川砂防課長

土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

令和8年4月6日付け消防災第49号及び国水砂第1号において消防庁国民保護・防災部防災課長及び国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長より別紙のとおり依頼がありましたので送付いたします。

市町村地域防災計画に定められている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、令和3年5月の「土砂災害防止法」の改正により、防災訓練の実施及びその結果を市町村長へ報告することが義務付けられています。

つきましては、貴部局にて所管されている要配慮者利用施設の管理者等に対し、改めて周知いただくとともに、令和8年6月7日（日）の土砂災害に対する防災訓練において、市町村と連携した防災訓練の実施について積極的な働きかけをお願いいたします。

（避難行動もしくは地域防災計画に関すること）

担当：災害対策課 災害対策担当

沼尻、林、今井

TEL 048-830-8181

FAX 048-830-8159

E-mail a8170-01@pref.saitama.lg.jp

（土砂災害に対する防災訓練に関すること）

担当：河川砂防課 荒川上流域・砂防担当

関永、大手

TEL 048-830-5141

FAX 048-830-4865

E-mail a5120-03@pref.saitama.lg.jp

消 防 災 第 49 号
国 水 地 第 1 号
令 和 8 年 4 月 6 日

都道府県防災主管部（局）長 殿
都道府県砂防主管部（局）長 殿

消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部 防 災 課 長
（ 公 印 省 略 ）
国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 砂 防 計 画 課 長
（ 公 印 省 略 ）

土砂災害に係る防災訓練の実施について（依頼）

防災行政並びに国土交通行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和7年においても、8月6日からの大雨等で土砂災害が発生するなど、全国各地で土砂災害が発生し、死傷者を伴う被害も発生しました。

一方で、近年土砂災害が発生した地域において、早めに避難したことで難を逃れた事例や、避難確保計画を策定し早期避難を習慣にしていた要配慮者利用施設において人的被害を免れた事例など、地域のつながりや平時からの訓練が効果的に働いた事例の報告をいただいております。（別添）

各地方公共団体においては、令和8年度についても、6月の土砂災害防止月間を中心に、防災部局と砂防部局が一体となり関係機関と連携し、土砂災害に係る避難訓練を実施するようお願いいたします。また、この旨、管内市町村に対して周知するとともに、下記について御助言いただくようお願いいたします。

記

1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）第3条に基づく土砂災害防止対策基本指針（令和3年8月31日国土交通省告示第1194号）四1において、市町村は関係行政機関と連携し実践的な避難訓練を実施すること、土砂災害警戒区域の住民等が主体となって実施することを促すとともに支援することとされており、令和8年度の避難訓練は、土砂災害警戒区域が存する市町村において、土砂災害警戒区域内の住民等を対象に1回以上確実に実施すること。
2. 令和3年7月の土砂災害防止法改正により、土砂災害防止法第8条の2第5項において要配慮者利用施設の管理者等は土砂災害に係る訓練を行い、その結果を市町村長に報告することが義務づけられたことを踏まえ、要配慮者利用施設の利用者の避難確保のため、当該施設の管理者等に対して、市町村とも積極的に連携のうえ訓練を実施するよう働きかけること。

3. 市町村の防災訓練の実施に要する経費について、普通交付税措置が講じられていること。

担 当：消防庁国民保護・防災部防災課
課長補佐 森谷、防災調整係長 田崎
電話：03-5253-7525

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室
企画専門官 三道、地震対策係長 小島原
電話：03-5253-8468